

南相馬市公立学校
適正化に関する基本的な考え方
(素案)

平成 29 年 5 月
南相馬市教育委員会

目 次

1	基本的な考え方の検討背景	1
2	児童生徒数及び学校規模の推移	1
3	国県の学校適正化（適正規模・適正配置）の基本的な考え方	4
4	小規模校・大規模校の特性と課題（メリット・デメリット）	5
5	本市の学校適正化（適正規模・適正配置）の考え方	8

1 基本的な考え方の検討背景

震災以前から、児童生徒数の減少により小規模校の増加する中で、一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導ができるなど、小規模校のメリットを生かした教育を行ってきております。加えて、地域の協力の下での地域についてのふるさと学習など特色ある教育を推進し、社会性を育む機会の確保に努めてきました。

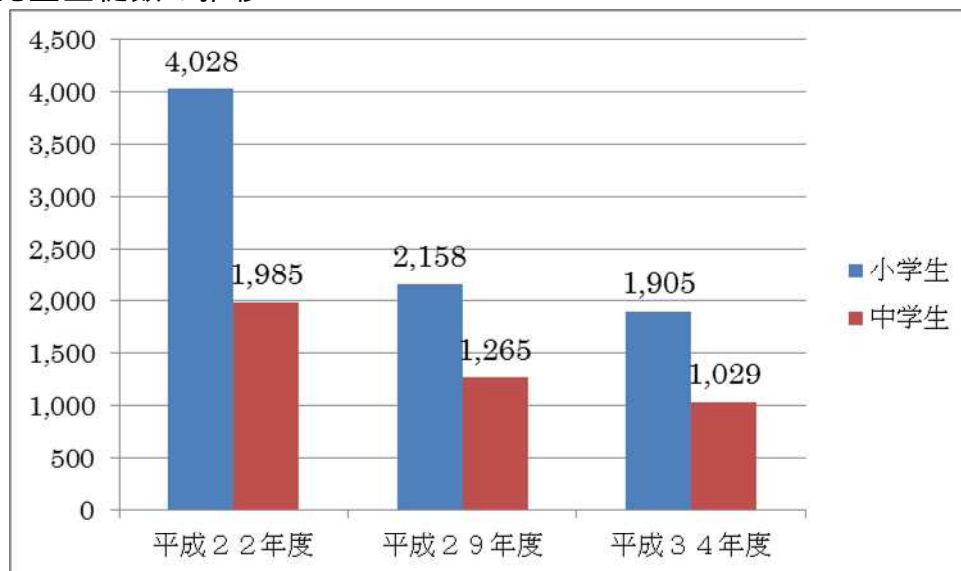
しかしながら、全国的に進む少子化の影響に加え、東日本大震災と原発事故に伴い、児童生徒数の減少に拍車がかかりました。今後も、児童生徒数は減少傾向にあると予想されます。学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。

文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、クラス替えができない小規模校については、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を検討する必要があるとしています。

そこで、南相馬市教育委員会では、児童生徒一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことのできる望ましい教育環境整備のあり方について、学識経験者、地域及び保護者の代表者などからなる「南相馬市公立学校適正化検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を設置し、「南相馬市公立学校適正化に関する基本的な考え方」を定めました。

2 児童生徒数及び学校規模の推移

(1) 児童生徒数の推移



平成22年度及び平成29年度は市教育要覧より。

平成34年度は居住人口データ(企画課作成 H29.3.30)より。

小学校の児童数は、平成22年度は4,028人でしたが、平成29年度は2,158人(平成22年度比46%減)となり、さらに平成34年度には1,905人(平成29年度比12%減)となる見込みです。

また、中学校の生徒数は、平成22年度1,985人でしたが、平成28年度は1,265人（平成22年度比36%減）となり、さらに平成34年度には1,029人（平成29年度比19%減）となる見込みです。

(2) 学校規模（学級数）の推移

小中学校の学級数は、震災前の平成22年度と直近の平成29年度を比較すると、減少傾向にある。

【小学校】

全学級数 (普通学級)	平成22年度(16校)	平成29年度(15校)
1～5学級	鳩原小4	太田小4 石神一小5
6～11学級	高平小10 大甕小9 石神一小9 福浦小7 太田小6 真野小6 八沢小6 上真野小6 金房小6	小高区4小6 原町二小7 高平小6 大甕小6 八沢小6 上真野小6
12学級以上 (適正規模)	原町一小23 原町三小19 石神二小18 小高小15 原町二小12 鹿島小13	原町一小15 原町三小13 鹿島小15 石神二小12
合計	169学級	101学級

* 真野小は平成25年度廃校

* 平成29年度から小高小・福浦小・金房小・鳩原小は小高区4小として再開

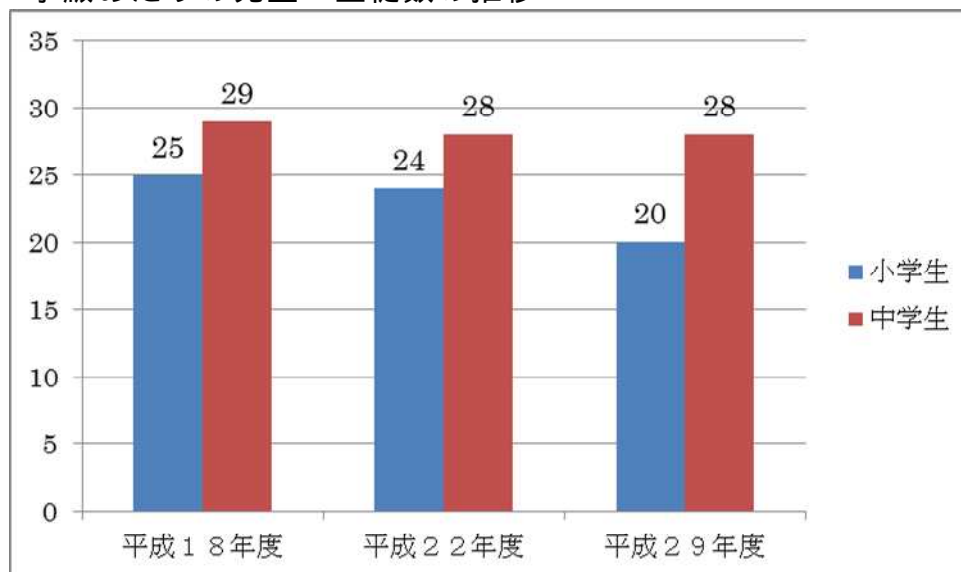
【中学校】

全学級数 (普通学級)	平成22年度(6校)	平成29年度(6校)
1～8学級	原町三中7	石神中9 原町三中3 小高中3
9学級～ (適正規模)	原町一中16 小高中13 原町二中12 石神中12 鹿島中11	原町一中11 鹿島中10 原町二中9
合計	71学級	45学級

平成22年度の全学級数は、小学校で169学級、中学校で71学級でした。平成29年度には小学校で101学級（40%減）、中学校で45学級（37%減）です。

また、平成22年度は、小学校16校中10校が、中学校6校中1校が文部科学省でいう適正規模（小学校12学級以上、中学校9学級以上）に満たない学校となっておりましたが、平成29年度には小学校15校中11校が中学校は6校中3校が適正規模に満たない学校となっております。

(3) 1 学級あたりの児童・生徒数の推移



$$1 \text{ 学級あたりの児童生徒数} = (\text{総児童・生徒数}) \div (\text{総学級数})$$

児童生徒数の減少が・学級数の減少につながっていることは想像に難くありません。しかし、1学級あたりの児童生徒数に着目しないと学習活動、集団活動への影響は見えてきません。

小学校で言えば、1学年10人程度の総人数60人の学校でも6学級、1学級30人程度の総人数180人の学級でも6学級となり、学級数の変動よりも、1学級あたりの人数に着目することが大切になります。

上のグラフは、市内小・中学校の1学級あたりの児童数の平均値です。大きな変動はないように見えますが、平均値でのこれだけの数値の変化は、実は各校での学習活動に大きな影響を及ぼしています。特に小規模校(学年1学級)での平均値が大きく減少していることは想像に難くありません。各学年複数学級を持っている中規模校以上の小学校や中学校では1学級あたりの児童生徒数は、そう変動はありません。

3 国県の学校適正化（適正規模・適正配置）の基本的な考え方

（1）適正規模の考え方

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準としていますが、地域の実態その他の特別の事情がある場合には、この限りではない」とされています。また文部科学省は、手引き書の中で「望ましい学級数の考え方」について次のように示しています。

【小学校】

まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えしたり学習活動の特質に応じて学級数を超えた集団を形成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

【中学校】

中学校についても学級でクラス替えを可能にしたり、学級を超えた学級編制を可能にしたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要になります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行っていくためには、少なくとも9学級以上確保することが望ましいものと考えられます。

（2）学級編成の考え方

各市町村は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）を基本とし、各都道府県の判断により定めた学級編成基準に従い学級編成を実施しています。

【国の考え方】

義務標準法では、学級編成の標準（定員40人：ただし、小学1年は35人）を定めており、各都道府県の教育委員会が、国の定める標準を基に学級編成の基準を設定することになっており、都道府県の判断により、児童生徒数の実態等を考慮して、40人を下回る学級編成基準の設定が可能となっています。

【福島県の考え方】

福島県教育委員会では、第5次福島県長期総合教育計画「新世紀ふくしまの学び・2010」を平成13年度からスタートし、この計画を踏まえ、学ぶ環境づくりのために「“うつくしまっ子”みらいプラン」を策定し、独自の少人数教育を推進しており、学級編制の弾力化による30人程度の学級の実現を目指しています。

（3）適正配置の考え方

【通学距離による考え方】

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

【通学時間による考え方】

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

4 小規模校・大規模校の特性と課題（メリット・デメリット）

～文部科学省公立小・中学校の適正規模・適正配置に関する手引より抜粋～

（1）小規模校について

【メリット】

一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
意見や感想を発表できる機会が多くなる。
様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
地域の協力が得られやすく、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
児童生徒の家庭状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

【デメリット】

集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
協働的な学びの実現が困難となる。
教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
教員への依存心が強まる可能性がある。
進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

（2）大規模校について

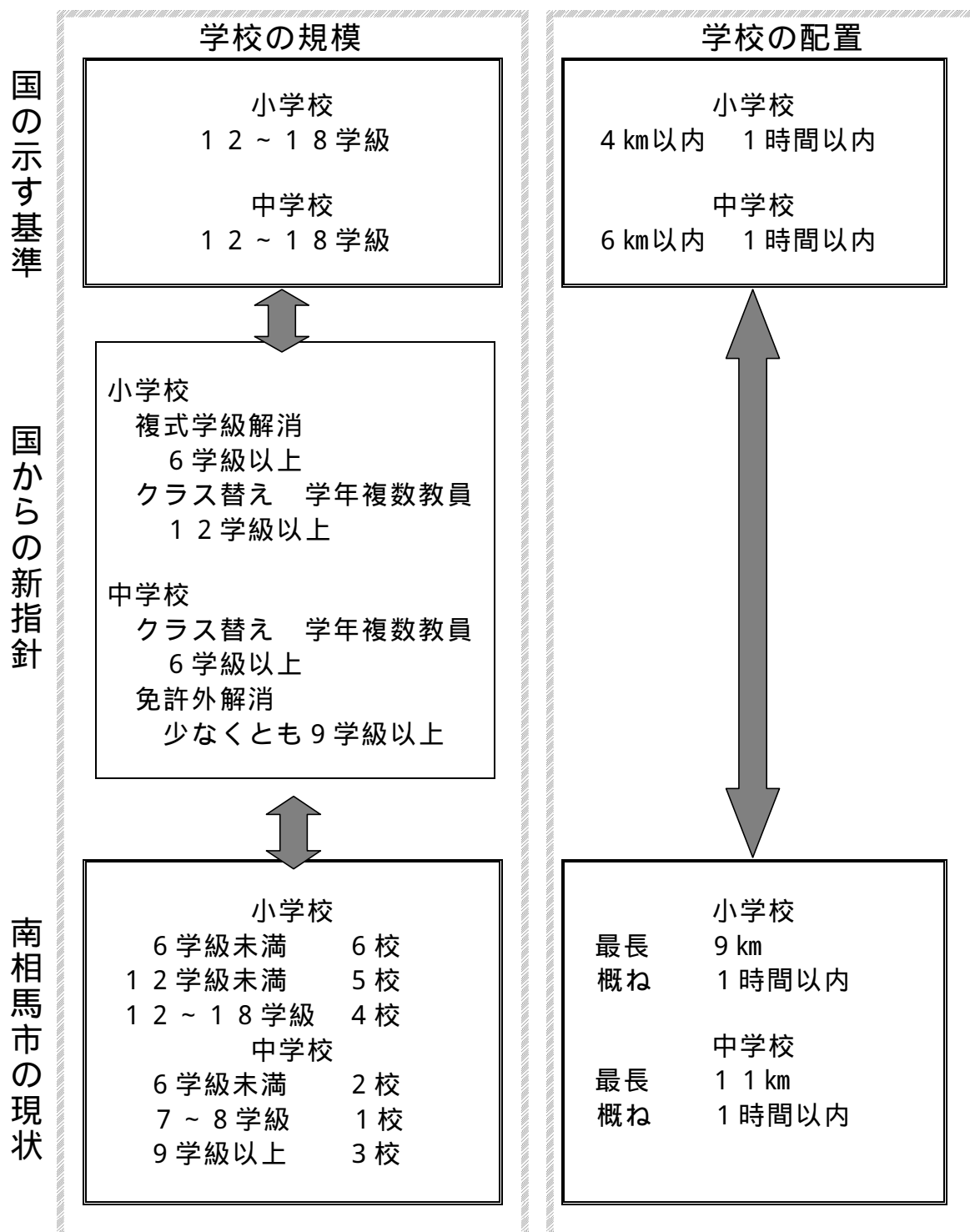
【メリット】

児童生徒同士の間人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができる。
児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

【デメリット】

学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、子供間人間関係が希薄化する場合がある。
教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障を生じる場合がある。
特別教室や体育館等の利用にあたり授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。
学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

(3) 国の基準等と市の現状との比較



5 本市における学校適正化（適正規模・適正配置）の考え方

本市では、国が示す小中学校の適正規模や適正配置の指針を踏まえながら、市の現状や今後の児童生徒数の推移等を十分に精査し、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合いながら能力を伸ばしていく、学校教育の環境を十分に整備する必要があります。

その目指すべき学校環境については、学校がもつ教育的な役割とともに、地域における防災・交流などの機能としての役割を踏まえ、総合的な視点で検討を行い、保護者や地域住民と課題を共有し、理解を得ることが必要です。

今後、本市の小中学校の適正規模や適正配置の検討にあたり、「南相馬市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、以下の考え方を基本とすることにします。

（１）児童生徒の教育環境を最優先に考えた適正規模及び配置

学校教育の目的や目標をよりよく実現し、本市の児童生徒が、学校の果たす役割の中で充実した学校教育を享受できるよう、柔軟な将来にわたり、魅力的で効果的な学習環境を提供する観点を最優先に進めます。

（２）保護者や地域住民の意見への配慮

学校が地域に果たしてきた歴史的・文化的な役割や、公共施設としての住民の利用等も考慮し、保護者や地域住民の意見を踏まえ進めます。

（３）小高区復興への促進

小高区住民が帰還の途上にある中で、さらなる帰還促進に繋がる学校教育環境の整備を考慮するとともに、小高区の状況を踏まえ復興に寄与する観点で進めます。

【参考資料】

南相馬市公立学校適正化検討委員会名簿

(平成29年5月19日現在)

	選出区分	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	福島大学人間発達学文化学類准教授	阿内 春生	副委員長
2	"	前南相馬市教育委員会教育長	青木 紀男	委員長
3	小・中学校長会	小学校長会長	山邊 彰一	
4	"	中学校長会長	渡辺 亮恵	
5	幼稚園・保育園保護者	公立幼稚園保護者代表	門馬 裕	
6	"	私立保育園保護者代表	渡部 貴光	
7	P T A 関係者	小高区 P T A 代表	只野 和章	
8	"	鹿島区 P T A 代表	渡部 貴浩	
9	"	原町区 P T A 代表	山本 昭彦	
10	区長会	小高区長連合会	林 勝典	
11	"	鹿島区長会	丹野 常昭	
12	"	原町区区長連絡協議会	長谷川件七郎	
13	民生児童委員	南相馬市民生児童委員連絡協議会	坂田シズイ	

南相馬市公立学校適正化検討委員会での検討経過

第1回検討委員会

日時 平成28年11月28日(月) 午後1時30分～午後3時

概要 委員委嘱、役員選出、本市の現状、今後のスケジュール等の説明等

第2回検討委員会

日時 平成29年1月13日(金) 午後1時30分～午後3時

概要 基本方針案、適正基準等に係る意見交換

第3回検討委員会

日時 平成29年1月26日(木) 午前10時30分～正午

概要 基本方針案とりまとめに係る考え方、今後のスケジュールの確認